平成 27 年度 社会福祉審議会総会 会議録

- **1 開催日時** 平成 27 年 12 月 22 日 (火) 午前 10 時 00 分~11 時 40 分
- 2 開催場所 大阪市役所 屋上階 共通会議室
- **3 出席委員** 20 名

伊藤委員、乾委員、岩間委員、上野谷委員、川井委員、草島委員、髙野委員、 小林委員、白國委員、白澤委員、手嶋委員、中田委員、橋本委員、東委員、 前田委員、牧里委員、増田委員、三宅委員、矢田貝委員、山崎委員

西嶋局長あいさつ

皆さん、おはようございます。福祉局長の西嶋でございます。

本日は年末の何かとお忙しい中ご出席賜りまして本当にありがとうございます。皆様方には平素から本市の福祉行政はもとより市政の各般の事業の推進に格段のご協力とご理解をいただいておりますこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。

社会福祉に関する事項を審議いたします本審議会は昭和42年に設置されたところでございまして、以来大阪市政に対しましてこれまで多くの貴重な提言や答申をいただいてきたところでございます。このたび委員の改選に伴いまして新たに委員にご就任いただきました皆様方、またそして引き続きましてご就任いただいております皆様方には、今後とも大阪市の福祉の向上に一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

今日的な状況といたしまして、少子高齢化の一層の進行や地域におけるつながりの希薄化に伴いまして、福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。そのため、国におきましては、持続可能な社会保障制度の確立に向けまして抜本的な改革を進められてございます。国民の将来に対する不安の解消のために新たな政策を打ち出されております。大阪市といたしましても、こうした国の動向に基づきまして確実に施策を推進してまいりますとともに、本市独自のさまざまな福祉課題がございます。こうしたことへも対応してまいりたいと考えてございます。後ほどご説明させていただきますように、障害者差別解消法施行や保育事業にかかわるいろんな事業ございます。それと生活困窮者に係る事業取組み、また総合的な相談

支援体制の検討等進めてまいりたいと考えてございます。

誰もが住みなれました地域において自分らしく健康で安心して暮らし続けることができる 仕組みづくりを進めていく所存でございます。本審議会のご意見、ご議論を踏まえまして、 今後の福祉施策の立案、推進を図ってまいりたいと考えてございますので、今後とも何とぞ よろしくご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

事 務 局

出席委員並びに出席職員の紹介

出席状況の報告、配付資料の確認及び会議の公開について

議事

事 務 局

本日は新しい任期が始まりまして最初に開催される総会でございます。社会福祉法第10条の規定により、委員長は委員の互選で選出することとされておりますが、いかがいたしましょうか。

事務局案といたしまして、これまで委員長を白澤委員にお願いしてきたところであり、引き続き白澤委員に委員長をお願いするということでいかがございましょうか。

(拍 手)

事 務 局

それでは、白澤委員にお願いいたしたいと存じます。白澤委員、中央の委員長席へご着席 をお願いいたします。

それでは、白澤委員長からご挨拶をお願いいたします。

白澤委員長

ただいま大阪市社会福祉審議会の委員長にご推挙いただきました白澤でございます。前期 に引き続いてお引き受けをさせていただくということになりますが、何分にも若輩でござい ますので、皆さん方のご支援のもとにこの審議会進めてまいりたいと思いますので、どうか よろしくご支援をお願い申し上げます。

新しい吉村洋文市長もご就任をされたということでございますから、市長の福祉に対する

意向も踏まえまして、本審議会積極的な提言等をやっていけるような状況をつくってまいり たいと思いますので、ぜひ皆さん方のさまざまな形でのご支援、ご助言をいただけたらとい うふうに思っております。

それでは、座らせていただきます。

事 務 局

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては白澤委員長にお願いしたいと存じます。白澤委員長、 よろしくお願いいたします。

白澤委員長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず初めに委員長代理の指名についてでございます。委員長代理は社会福祉審議会条例第 5条により委員長が指名するということになっておりますので、大変僣越ではございますが、 私から委員長代理を指名させていただくことといたします。

委員長代理には牧里委員にお願いしたいのですが、ご承諾いただけますでしょうか。

(「異議なし」)

白澤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、牧里委員長代理、中央の席にお願いいたします。

それでは、牧里委員長代理に一言ご挨拶をお願いいたします。

牧里委員長代理

おはようございます。

私は専門は地域福祉なので、余り全体的に全てがカバーできてるわけではありませんけれ ども、一応白澤委員長のもとに補佐の役を務めさせていただいて、広い視野からいろいろ取 りまとめのお手伝いをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

白澤委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして委員の皆さんにお願いいたします専門分科会の所属についてでございます。

社会福祉審議会におきましては専門分科会及び部会を設けております。各委員にはそれぞれの専門分科会及び部会に所属していただくこととしておりますが、今回は新しい任期が始まりまして最初に開催される総会となりますので、事務局からそれぞれの専門分科会及び部会の位置づけについて説明の上、委員の所属についてご提案をお願いいたしたいと思います。それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

事 務 局 (川崎 福祉局総務部企画担当課長)

それでは、専門分科会及び部会の位置づけにつきましてご説明をいたします。

お手元の資料1裏面をごらんください。

社会福祉審議会におきましては、社会福祉法等の規定に基づき、6つの専門分科会及び24の部会を設けております。

まず、民生委員審査専門分科会ですが、民生委員の推薦に係る適否の調査審議等を行うため設置しております。

次に、身体障害者福祉専門分科会ですが、身体障がい者の福祉に関する事項の調査審議を 行うため設置しております。また、身体障害者福祉専門分科会のもとに、身体障がい者の障 がい程度について審査を行うため、10の審査部会を設けており、審査に当たりましては、そ れぞれの分野を専門とする医師を委嘱の上行っております。

次に、高齢者福祉専門分科会ですが、高齢者の福祉に関する事項の調査審議を行うため設置しております。高齢者福祉専門分科会のもとに高齢者保健福祉計画の調査審議を行う保健福祉部会と、介護保険事業計画の調査審議を行う介護保険部会を設置しております。

次の地域福祉専門分科会ですが、地域福祉に関する事項の調査審議を行うため設置しております。

続きまして、児童福祉専門分科会ですが、児童福祉に関する事項の調査審議を行うため設置しており、児童福祉専門分科会のもとに12の部会を設置しております。里親の認定に関する事項の調査審議を行う里親審査部会、施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項の調査審議を行うこども相談センター審査部会、重大な児童虐待事例に関する事項の調査審議を行う児童虐待事例検証部会を設けております。さらに、平成27年4月の子ども・子育て支

援新制度施行にあわせ、昨年11月に保育事業認可部会を、また、後ほどご報告させていただきますが、本年5月に認可保育所・地域型保育事業の設置運営法人の認可に係る事前意見聴取を行うため、学識経験者、弁護士、公認会計士を委嘱の上、8つの保育事業認可前審査部会を設けております。

最後に、社会福祉施設・法人選考専門分科会ですが、社会福祉施設の整備や社会福祉法人の設立等に関する事項の調査審議を行うため設置しております。

専門分科会及び部会の設置状況につきましては以上でございます。

資料1の表面をごらんください。

委員の皆様にお願いいたします専門分科会の所属について、事務局として案をつくらせて いただいております。これについてご審議いただきたいと思っております。よろしくお願い いたします。

白澤委員長

ありがとうございました。

先ほどそれぞれの専門分科会及び部会の役割についてご説明いただきました。そして、裏面に各委員の先生方の所属専門分科会、部会についてマークが入れられているわけでございますが、こういう形で専門分科会並びに部会を進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

白澤委員長

どうもありがとうございます。ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、委員の方々の所属につきましてはこの案でお願いしたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、きょうの報告事項ということでございますが、報告事項が5点ございます。この5点の最初の報告事項1でございますが、障害者差別解消法の施行に向けた取組みについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (松岡 福祉局障がい者施策部企画調整担当課長)

福祉局障がい者施策部企画調整担当課長の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

説明のほうは申しわけございませんが座らせていただいて説明させていただきます。

委員の方々のお手元の資料、2-1と2-2をごらんいただきたいと思います。

まず、2-1のほうで法等の概要につきましてポイントのみをご説明させていただきます。まず、障害者差別解消法が成立いたしました背景としまして、平成18年に国連で障害者の権利に関する条約が採択されまして、平成26年に我が国もその条約を締結いたしたところでございます。その間、国はさまざまな国内法の整備を行いまして、その大きなものといたしまして、この枠囲みの上のほう、障害者基本法でございますが、平成23年にその障害者基本法を改正いたしたのが一つでございます。このポイントといたしまして、第4条で障害者差別の禁止ということがうたわれております。その主だったところ、第1項でございますが、障がいを理由といたしまして権利利益を侵害する行為をしてはならないということがうたわれております。また、第2項は社会モデルの考え方をベースにした概念でございますが、社会的障壁の除去を現に障がい者の方が求めておられるといったときに、その除去について負担が過重でないときには、その実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない、こういう新しい考え方が出されてまいりました。これをもとに障害者差別解消法が平成25年に成立したところでございます。

その内容でございますが、下の枠囲みのほうでございます。大きく2つポイントがございます。1つの柱は差別を解消するための措置、2つ目の柱が差別を解消するための支援措置でございます。1の差別を解消するための措置でございますが、その1つは不当な差別的取り扱いの禁止、障害者基本法第4条第1項に基づくところでございますが、これにつきましては行政も事業者も法的義務を負っております。また、先ほどの第2項に基づいたものでございますが、合理的な配慮の提供という部分で、この部分につきましては行政については法的義務でございまして、事業者は努力義務となっております。この具体的な対応を進めていくに当たりまして、本年2月に政府は基本方針を策定して示しております。この基本方針に基づきまして我々行政は、あるいは事業者は取組みを進めてまいるわけでございます。特に国、地方公共団体につきましては、当該機関における取組みに関する対応要領を策定することとなっております。ただ、地方公共団体についてはこれは努力義務でございますが、現在のところは全ての都道府県あるいは政令指定都市はこの対応要領を策定するということで作業を進めております。また、事業者につきましては、それぞれの業務を所管する主務大臣のほうから、対応指針を策定して示すということになっております。

もう一つの柱、差別を解消するための支援措置でございます。まず1つは相談・紛争解決

ということでございますが、特に大阪市の役割といたしましては相談の体制整備ということで、こちらにつきましては国の基本方針では既存の相談制度の活用充実を図るということで、またそういうものを相談窓口を設けてきっちりと示すということを地方公共団体に求めております。また、地域における連携といたしまして、障害者差別解消支援地域協議会ということで、学識者の方、あるいは当事者の方、事業者の方を含めての連携した組織をつくって検討を進めるような機関をつくるということでございます。また、ここに記載しておりませんが来年の4月に法が本格施行されますが、その3年経過後に法律の施行状況について検証を行い、その結果に応じて所要の見直しを行うとなっておりますので、私ども自治体もそれに倣う形になろうかと思います。

続きまして、資料2-2をごらんいただきたいと思います。具体の大阪市の取組みについてポイントをご説明させていただきます。

1つ目の職員対応要領の策定でございます。先ほど申し上げましたように法律では努力義務でございますが、庁内の関係部局で推進チームをつくりまして作業を進めさせていただいております。その位置づけといたしましては、不当な差別的な取り扱いとか合理的な配慮につきまして、職員が適切に対応するために必要な事項を規定するというような形で考えさせていただいております。また、内容につきましては不当な差別的な取り扱いとか合理的な配慮の基本な考え方を示すもので、国が既に対応要領等を示しておりますので、その考え方を基本としております。ただ、大阪市としましてはさまざまな職場を抱える実態がございますので、対応要領の中に示します具体的な事例につきましては各所属の意見を徴しまして、それを踏まえて検討を進めさせていただいております。また、全体的な理念といたしまして、やはり全庁的な取組みとしていくものとして考えさせていただいております。

2つ目の相談のための体制整備でございます。これにつきましては、先ほども申し上げた 国の基本方針、既存の組織を活用するということで、障がいのある方と事業者の方の間での 例えば差別的なトラブルとか悩みとかがおありのときの相談窓口を設けるということでござ いまして、障がい者支援や人権擁護に関する既存の相談窓口を活用することを考えておりま す。また、当事者の方々から、やはり相談するに当たってはできるだけご自身の身近なとこ ろに窓口を設けてもらいたいという強いご要望がございますので、そういう部分も十分配慮 してまいりたいと考えております。また、相談窓口に対する支援でございますが、やはり障 がい者の方々の特性とかいろいろ難しい課題もございますので、それを十分窓口にサポート できるような仕組みも考えさせていただきたいと思っております。 3つ目、障がい者差別解消支援地域協議会の設置でございます。こちらにつきましては、 現在ございます大阪市障がい者施策推進協議会の部会として位置づけるという方向で考えて おります。また、国が示しております指針では、この協議会では個別の事案の判断を行うこ とまでは取り扱わないというふうになっておりますので、当事者とか学識経験者等で構成さ れるこの協議会では、事例の集約とか支援の方策等の検討をし、それぞれの相談窓口にそれ をフィードバックするというような形を考えさせていただいております。

また、今後の予定といたしましては、来年の2月から3月に開催を予定しております大阪 市障がい者施策推進協議会に今申し上げましたような取組みにつきましてお諮りし、ご意見 を踏まえながら来年4月の本格施行に向けまして取組みの整備を進めてまいりたいと考えて おります。

雑駁でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

白澤委員長

ありがとうございました。障害者差別解消法の施行に伴いまして、大阪市で3点の取組みを行う。職員対応要領の策定ということと、相談のための体制整備、3つ目が障がい者差別解消支援地域協議会を設置すると。これについて来年の4月に向けて準備を進めていく、こういう報告でございます。何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。

身体障害者団体協議会の手嶋会長さん、何かご意見ございませんでしょうか。

手嶋委員

我々大阪市の身体障害者相談員、当事者ですね、これがなかなか今動いてないような実態があります。その中で、相談窓口に対して、今健常者の方が、特に事業所というようなことが多いかと思います。その中で、やっぱり当事者が相談窓口でわからないことは役所に上げていくと、そういう形で相談というのはやっぱり当事者同士の話が一番相談に来た人が打ち明けて、胸襟を開いて話ができるということになるかと思います。昔は生活福祉基金とかいろいろな問題点があったので、今都道府県事業になって貸し付けなんかは全部都道府県事業になりましたが、我々若いときはいろいろ、もちろん貸し付けもありましたけれども、相談ということで、大変多くあったかと思います。そういう意味で、相談窓口は当事者がその中に、我々の力不足も今まであったと思いますけれども、今後はそういうふうに、また相談員、各区に我々団体としては盲聾肢の方が1名ずつおります。そういうもの活用していただきた

い。また我々もそういう形をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。相談体制の中で、現在ある相談員、当事者の相談員をもっと活用できる仕組みを考えていただきたいというご要望だと思いますが、ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら次の報告事項に移らせていただきたいと思います。

次の報告事項の2は保育事業認可前審査部会の設置についてでございます。部会の設置等については、規定上、委員長が定めるという専決事項になっております。今般、子ども・子育て支援新制度施行に向け新たな部会を設けることとしましたので、報告とさせていただきます。内容については担当のほうから説明していただきたいと思います。

事 務 局 (平井 こども青少年局保育施策部指導担当課長)

こども青少年局指導担当課長の平井です。説明させていただきます。座らせていただきます。

ここで資料3をごらんください。「子ども・子育て支援新制度」施行に伴う社会福祉審議 会児童福祉専門分科会保育事業認可前審査部会の設置についてということでございます。

この社会福祉審議会児童福祉専門分科会でありますが、これは児童福祉法で規定されております児童福祉審議会に相当するものでございます。この長い名前ですが、保育事業認可前審査部会を説明する前段で、まず保育事業認可部会のことを説明させていただきたいんですけれども、先ほど議長からございましたように平成27年4月から本格実施されております子ども・子育て支援新制度におきまして、児童福祉法が改正されまして、保育所、あるいは家庭的保育事業等の認可につきまして、設置認可前に意見聴取が必要となりました。そのため、平成26年11月1日に社会福祉審議会の部会として保育事業認可部会が設置されました。

資料3の裏面をごらんいただきたいんですけれども、そこに参考資料としまして児童福祉法、枝番号ですが、34条の15と。これが家庭的保育事業等についての合議体意見聴取といいますか、意見を聞く場を設けなさいということでございます。家庭的保育事業等と書いておりますが、これは児童福祉法の用語でございまして、子ども・子育て支援法では地域型保育事業というふうに定義されております。35条は、保育所の設置する場合について、やはり合議体の意見聴取をしなさいということでございます。

表に戻っていただきたいんですけれども、柱書きといいますか説明文の2段落目ですが、平成27年度からは認可保育所・地域型保育事業の設置運営法人の認可に係る事前意見聴取、これは選定に関する意見聴取のことではございますが、これまで別途要綱に基づき行っていたものを、認可前の準備行為として保育事業認可部会の中で実施することで一旦整理いたしました。その上で、認可に係る事前意見聴取を効率的、効果的に行うため、保育事業認可部会とは別に、平成27年5月21日に保育事業認可前審査会を設置したところでございます。そこに表で説明しておりますけれども、当初考えておった平成27年当初の姿なんですが、保育事業認可部会の中で認可設置前の意見聴取と、これ合議体意見聴取のことでございますが、それにあわせまして、今私申し上げてますのは実施内容のところでございますが、2ポツ目で認可保育所・地域型保育事業の設置運営法人の認可に係る事前意見聴取と、これが選定に係る意見聴取のことでございますが、これを保育事業認可部会の中でやろうと思っておったわけですが、ちょっと大き過ぎるなというところございまして、下の矢印で書いておりますように、保育事業認可部会のほうで意見聴取を行うと。その下にそれとは別に8つの部会を設けまして選定についての意見をお聞きするというようなことでございます。

3と書いているところでございます。部会の構成ですが、保育事業認可部会ということで、これは学識経験者の先生方や子育て支援者の方、弁護士の先生、公認会計士ということで構成しています。その下の保育事業認可前審査部会につきましても、やはり学識経験者の先生方、弁護士の先生、公認会計士ということで、8部会、それぞれ4名ということで行っております。

部会の開催状況ですが、保育事業認可部会につきましては先ほど申し上げましたように平成26年11月1日に設置されたものでありますが、11月から3月にかけまして3回開催されました。平成27年度につきましては開催予定も含めまして5回を考えております。保育事業認可前審査部会につきましては、これは選定に関する意見聴取でございますが、第1から第8部会でございます。平成27年5月21日に設置されまして、それからこの間26回開催してまいったところでございます。

簡単ではございますが、以上です。

白澤委員長

どうもありがとうございました。子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、1つは 認可前の意見聴取という保育事業認可部会と、さらに追加して個々の選定に関する意見聴取 として第1から第8の部会を設置させていただいたということでございます。見ていただいてわかりますように随分開催が多くて、審査部会、第1から第8、26回の開催ということで、さまざまな形で意見聴取が行われているということでございます。何かご質問ございませんでしょうか。あるいはご意見でも結構かと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、これで報告事項2を終わらせていただきたいと思います。

次に、報告事項の3でございますが、重大な指導監督基準違反の認可外保育施設への対応 について、事務局から説明をしていただきます。

事 務 局 (平井 こども青少年局保育施策部指導担当課長)

続きまして、同じ平井が説明させていただきます。座らせていただきます。

資料4でございますが、重大な指導監督基準違反の認可外保育施設への対応ということで ございます。

認可外保育施設といいますのは、国の通知におきまして、乳幼児6人以上の施設については大阪市への届け出が必要となっております。開設後1カ月以内に届け出をいただくということになっております。平成27年12月1日現在で市内に226施設ございます。

ここで書いておりますのが対象施設ということで、おひさま保育園ということでございますけれども、これは都島区にありました認可外施設の保育園でございます。1歳児童2人、2歳児童4人の保育施設でありましたが、無資格者によるひとり保育が常態化しておりました。この間、市のほうから昨年度含めまして立ち入りを行いまして、特に4月以降は5回立ち入りを行っておったわけでありますけれども、有資格者が確認できなかったということでありました。なおかつ施設長からは、再三立ち入るたびに、きょうはたまたまいないということがありまして、ちょっと言ってることが事実じゃないのじゃないかということでありました。それで、この間いろいろ調べまして、やはりこれは実際いないんじゃないかと、有資格者がいないということがほぼ間違いないということを確認しまして、これにつきましては、資料の下の指導監督の流れということになるわけですけれども、これまで多くの認可外保育施設については立入調査、口頭指導、文書指導という3つの文書指導までを、これは局長名で文書を出して行ってる分でありますが、ここまで通常行ってるわけですけれども、これに加えまして、ちょっと悪質かなと思われましたので、改善勧告というものを市長名で行いました。これは全国的にもあまり例がないようでございます。8月7日に改善勧告を行いまして、そして1カ月後の9月8日にやはり改善されていないということが確認できましたので、

9月17日に大阪市のホームページ上でその旨を公表いたしました。

そして、実は公表しますとその次の手続としましては、改善されない場合、事業停止命令 なり施設閉鎖命令を出してるわけでありますが、児童福祉法59条によりまして、その前に児 童福祉審議会での意見を聞きなさいということになっております。先ほどの案件でも申し上 げましたが、大阪市の場合、児童福祉審議会が社会福祉審議会児童福祉専門分科会というこ とになっておりますので、9月28日に開催されまして、そこでご意見を賜りました。社会福 祉審議会での意見ということで、右の箱の2つ目の社会福祉審議会での意見ということを書 いておりますけれども、ここでちょっとご意見賜ったことにつきまして申し上げますと、こ どもの受け入れ先を確保しないで閉園することは、行政による虐待の可能性もあると。また、 入園しているこどもの実態を把握して、児童の安全とともに、認可外保育により成立してい る保護者の生活、入園しているこどもの保育を受ける利益を考慮することが必要であるとい うふうなご意見でございました。この件につきまして意見を賜りまして、それから次の一手 をどうするのかというところでありましたが、実はこの9月28日の以前、これよりも先立ち まして、ここには書いていないのですけれども、9月3日に設置者から、10月末で自主閉園 するということをファクスで本市に連絡しておりました。そういうことも踏まえまして、こ の意見も賜って、大阪市から保護者への働きかけを行って、受け入れ先についてどこかない のかということを大阪市のほうであっせんはなかなかできないわけですけれども、保護者に 働きかけるということを通じまして入園児童6人の行き先が決まって、結果としては大きな 混乱もなく終結といいますか、自主閉園という形ではありましたけれども、この施設は閉園 されて、子どもたちもちゃんと別の認可外、一部の方は認可施設もありましたけれども、各 受け入れ先も確保してもらって終結したというふうな次第でございます。

以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。最終的にはこどもへの対応というのが円滑にいって新しい施設に入所された、こういうことでございますが、児童福祉専門分科会でもご議論いただいて、入所しているこどもたちをまずは的確に円滑に新しい別の施設に入所するようにというようなご意見いただいて、こういう形で進めていき、事業をやってられる保育園からは閉園すると、こういうような形で一応終結をしたということでございますが、何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

乾委員

今初めて聞いたんですけど、閉園の措置ということであったんです。このような傾向のあるところは大阪市にあるんですか。

白澤委員長

事務局にお聞きしますが、これは氷山の一角なのか、あるいは本当にこういうケースというのはレアな状況なのか。大阪市として把握されてる部分について少しご説明いただければということです。いかがでしょうか。

事 務 局 (平井 こども青少年局保育施策部指導担当課長)

ホームページでも立ち入り調査の結果については公表させていただいております。あと、やはり今保育士さんがなかなか見つからないということもありまして、常態化とは言えませんけれども、やはり2人保育なり保育士が確保できてない時間帯があるというような施設はあります。ただ、ここの施設につきましてはひとり保育かつ無資格者ということで、ちょっと一歩前に出てるといいますか、立ち入ったときに施設の方から言われるわけですけれども、ほかにはないですかと、うちだけですかということは言われるわけですが、公平性ということから見ても、この施設はちょっと行き過ぎてるのかなというところがありまして、今回指摘させていただきました。やはり正直認可外施設を担当してる者としまして、保育士の数に限らず施設の設備でありますとか保育の内容につきましてはちょっと問題なのかなと思われる施設もございます。そこは日々、連絡が保護者から通報があれば随時立ち入りを行うなり、施設長といいますか園長さんとお話をして、直してもらうところは直してもらうというふうなことで対応しています。そういったところが実態でございます。

白澤委員長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

乾委員

それと、設置者が株式会社になってますね。新しい傾向であるかもしれません。ここらに

何となく市民としては不安を感じるんですが。

白澤委員長

はい、どうぞ。

事 務 局 (平井 こども青少年局保育施策部指導担当課長)

株式会社と書いておりますが、認可外施設につきましてはもともと設置主体、特に制限ございません。先生今おっしゃっておられるのは従来の社会福祉法人がされている保育所ということだと思うんですが、認可外につきましては従前から個人もありますし株式会社もあるというふうなことであります。

白澤委員長

大阪市は前、保育所については、国の制度としては株式会社認めているわけですが、その あたり、大阪市は少しガードをかたくしてやっていると思ってた、そのあたりはいかがなん でしょう。保育所についてはそういう形で進めてるんでしょうか。

事 務 局 (稲木 こども青少年局保育施設部長)

こども青少年局保育施設部長稲木でございます。

白澤委員長ご指摘のように、従来大阪市では認可保育所の場合は社会福祉法人に限っておりました。それが最近方針変更されまして、現在では社会福祉法人以外の法人、株式会社も含めて参入が可能となっております。

白澤委員長

そういうように多様な形で保育事業が、1つは認可と非認可という形で行われ、一方で供給主体も社会福祉法人から民間の株式会社まで広がっていくということになれば、やはり行政の役割大変重要なことがあるんだろうと。それはやはり適切な保育ができてるのかどうか、そういうことが今、乾委員から出ていた話だと思うんですが、適切な形でモニタリング機能を行政としては果たしていかなきゃならないと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

中田委員

保育があったら老人も今マスコミからあったりとか随分いろいろ言われてるんですが、行 政としての把握なり対応はその点でどうなんでしょう。

白澤委員長

今のご質問は、こどもの問題だけでなくて、介護保険も含めてさまざまな民間企業が参入をするというような状況で、これは競争原理があってプラスの側面も大変あるわけですが、一方でケアの質が多様化していくと。そのキリの部分をどういうふうにチェックをし、指導していくのかというような形で大阪市はどう考えてるのかというご質問だと思いますが、いかがでしょうか。これはこどもの問題も、福祉局も両方対応していただかなきゃならない問題なんですが。

事 務 局 (河野 高齢者施策部介護保険課長)

高齢者施策部介護保険課長の河野でございます。

介護保険事業も従前から民間、株式会社含めまして参入しておりますが、その指導等につきましては指定・指導担当ということで、各事業所それぞれ、年数的には、居宅介護等の事業所でしたら6年に一度ということにはなりますけれども、指導等に伺いまして、状況等を確認させていただいて、不正等ございましたら行政処分ということで処分をしております。引き続きこの指導につきましては指定・指導グループを中心に適正な介護サービスについてしっかりとした指導を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

白澤委員長

よろしいでしょうか。民間の事業というのは必ずしもネガティブに捉えるだけではなくて ポジティブな側面もあるんだろうと思うんですが、ただやはり多様な事業主が展開するとい うことになれば、ケアの多様化が起こってくる。いいところもあれば悪いところもある。そ ういう意味では、その悪いところをどういうふうに早いうちにチェックをするのか。これは 先ほどこどもの問題で、こどもの人権を守る、高齢者の人権を守るという観点からぜひ積極 的というか即応的な対応を進めていっていただきたいということを委員長としてもお願いし ておきたい。

それでは、この報告について終わらせていただいてよろしいでしょうか。

では、続きまして次の報告事項でございますが、生活困窮者自立支援について事務局から 説明をしていただきたいと思います。

事 務 局 (内田 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長)

福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長の内田でございます。座らせていただきましてご説明させていただきます。

資料の5でございます。生活困窮者自立支援につきまして、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されましたことに伴いまして、経済的困窮をはじめさまざまな要因で生活にお困りの方に対する新たな相談支援の窓口を全区役所内に設置をしたところでございます。対象者が抱えます課題を広く受けとめまして、地域のネットワーク、関係機関等と連携し、課題解決のために必要なサービスにつなぐなど、対象者の早期自立を支援しているところでございます。

事業内容としまして、まず自立支援事業の相談支援としまして、区役所内の相談窓口が関係機関と連携しまして、相談者の自立に向けた支援を行っておるというところでございます。 就労支援としましては、個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方に対しまして、ビジネススキル等の向上のための支援でありますとか、求職活動などの実践的な支援のほか、勤労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着などを実施しております。

次に、住居確保給付金の支給としましては、離職によって住宅を失った、またはそのおそれのある生活困窮者のうち一定の要件を満たす方に対しまして、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施しております。これは、平成21年10月から実施してきました住宅支援給付事業が法定制度化されたものということでございます。

次に、一時生活支援事業としまして、住居のない生活困窮者等に対しまして、一時的な宿 泊場所や衣食を提供する事業でございまして、これまでホームレス対策事業として実施して きましたホームレス緊急一時宿泊事業等が法定制度化されたものということでございます。

次に、学習支援事業としまして、中学生がいる家庭に対しまして子ども自立支援員を派遣 しまして、こどもの進学意識を高め、高校への進学に向けたカウンセリング等の支援を実施 し、こどもの自立への動機づけを行うものでございます。

次に、就労訓練事業でございますが、これは、すぐに一般就労が難しい方に対しまして、

支援つきの就労訓練の場を提供します就労訓練事業、これは事業者の任意事業となるんですが、そちらのほうにより多くの事業者の参入を促すための事業の周知、啓発等を行っておるところでございます。

平成27年4月から10月末までの実績でございますが、資料5の別紙、グラフがついてる資料をごらんいただきたいんですが、1枚目のページの上のグラフでございますが、各指定都市における新規相談受付件数となっております。大阪市のほう、新規受付件数4,180件、就職件数が442件ということで、指定都市では一番数的には多くなっておるというふうなところでございます。あと、これ他都市ホームレス施策分含んでおるんですが、大阪市ではこれ含みますと件数倍以上になってまいりますので、この表の中では含んでおらないということで、区役所の窓口での受付分ということになっております。

次、裏面をごらんいただきたいんですが、裏面の真ん中のグラフ、相談によって確認された課題というグラフでございますが、相談に来られた方がお持ちの課題ということで、経済的困窮が6割弱と最も多く、以下、就職活動困難、病気などとなっています。あと、大半の方が課題というのは重複しておられるというふうな状況にあります。

次に、その下の右側のグラフごらんいただきたいんですが、相談に来られた方のうち、当該相談支援窓口での継続支援は約20%となっております。継続支援は個々の方ごとに支援プランを作成しまして、プランの期間が終了しましたら評価を行いますということで、次のページごらんいただきたいんですが、評価の結果ということで、真ん中のところの囲みの下のほうなんですが、支援によって9割に効果が見られたということになっております。あと、変化の内容でございますが、その下のグラフ、2つ並んでおりまして左側でございますが、就労開始が6割弱、以下、就職活動開始3割弱など経済的自立に向けた変化が見られておると。あと、次に右側でございますが、自立意欲の向上・改善が4割強など、意欲の向上や社会性の回復に向けた変化も多く見られておるというふうなことになっております。

あと、このページの一番下のところでございます。就労者の状況、これはいまだ評価が済んでないケースも含んでおりますが、就労者数としましては442件、増収者数が87件となっておりまして、新規相談件数4,180件のおよそ1割強の方が支援によって就労に結びついておるというふうな結果になっております。

資料 5 に戻っていただきたいんですが、あと事業利用者のアンケートを 8 月から10月に実施をしたんですが、新規相談受付数1,719名を対象に実施しまして、回収率が25.2%であったんですが、回答者の 9 割の方に満足していただいてるというような回答を頂戴しております。

あと、今後の進め方でございますが、新しい制度でございますので、市民への周知が不十分なところもありまして、地域の関係機関とも連携図りながら周知広報を進めていく必要があると考えております。また、一般就労に向けて日常生活上の課題があり、現在の就労支援にはなじみにくい方等に対してきめ細かい支援を進めていく必要があるというふうに考えております。

あと、本市におきましては他都市に比べて本事業への市民ニーズは非常に高いものと考えられるのですが、国において本市の実情に合った財源措置がされてないというふうなこともございまして、今後とも国への要望を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

白澤委員長

ありがとうございました。何かご質問ございませんでしょうか。大阪市生活困窮者自立支援事業で随分効果上げてると、こういうようなご報告ではございますが、いかがでしょうか。 はい、どうぞ。

中田委員

資料5の別紙のことですが、4,180件になってるので、単身者ばかりではなさそうなので、 そこの中にこどもがいるのかいないのか。こどもも年齢別に把握されておれば。結局その後 のこと考えると、児童相談所へ行くケースもあるんじゃないかなという印象もあるんですが、 いかがでしょうか。

白澤委員長

いかがでしょうか。就学の支援というのもやってるわけですが、こどもがどの程度入っているのかということを含めて、あるいはそこでこどもにかかわるような重大な問題はないのかということでございますが、いかがでしょうか。

事 務 局 (内田 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長)

一応数字的には相談に来られた方の年齢というのはございまして、30代、40代、50代というのが大半占めておる形になっておりまして、あと単身の方が全体の相談者のうち4割強いらっしゃるということで、6割ご家族あるんですが、具体の家族構成のところまでちょっと

数字のほうを拾えておりませんで、ですからこの4,180件のうちお子様のいらっしゃる世帯が何人あるかというのは、ちょっとすみません、現状では確認できておりません。

中田委員

私、中身まではわからないけど、提出シート、そういうところの項目入れればすぐ拾える んじゃないですかね。今後の問題ですが。

白澤委員長

提案ということで、コメントということでございますが、こういう生活困窮者の中には、 中学生には学習支援なんかを実際やってるわけですが、それ以上に重大な問題を抱えている ようなこどもがいる可能性も随分あると。そういう意味ではこどものデータについても的確 なデータをとり、こどもの支援についても同時に考えていただきたい、こういう要望だとい うことでよろしいでしょうか。それでは、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。 ほかにご意見ございませんでしょうか。

牧里委員長代理

この事業のポイントは相談ということもあるんですけれども、結局雇用ではないんだけれども就労に結びつくというんでしょうかね、ある意味で仕事探しと仕事の結びつけというのがポイントになろうかと思うんですね。それと、結構中小企業の事業者さんの協力がポイントになってくるのかなと。ちょっとしたすき間仕事とか手間仕事を提供してもらうと、それがまた社会参加とか復帰に結びつきやすいと思うんですね。それと、やっぱり事業者さんにいろいろネタをつくってもらって協力する体制がこの事業の成否を決めるんではないかなと思ってるんですけれども、事業者さんに対する働きかけとかそういうネットワークづくりとかというのは何か取り組んでいらっしゃるんでしょうかという質問とお願いです。

白澤委員長

いかがでしょうか。事務局、お答えいただけますか。

事 務 局 (内田 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長)

一つは、就労訓練事業の関係でございますが、参画をしていただきたいということでセミ

ナーなんかも開催させていただいております。あと、福祉をやってる事業者中心には今なっておるんですが、各種会合とかの際にお伺いさせていただいて、時間とっていただいて、参入に向けたお願いをさせていただいております。あと、経済の関係なんですが、経済戦略局のほうと連携もさせていただきまして、各種経済団体に周知のビラを置いていっていただきましたり、あと中小企業様の団体の役員会なんかにもお伺いしまして事業の説明、ご協力のお願いなんかもさせていただいておるというところでございます。

白澤委員長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。

今、牧里委員からも出てましたように、全国的にはやはり相談には来るんだけどなかなか 就労につながらないということでケース数がふえていくと。なかなかケース数がだんだんふ えていくだけの状況にあるというのが全国的な動向だというふうに聞いているわけですが、 その点、大阪市はそれなりに就労していると。ただ、ここにも書いてございますように、現 状の就労支援になかなかなじみにくい方々もたくさんおられるだろうと思うんですね。そう いう意味では働き先をどう開発していくのかというのは大変大きな課題だろうと思いますの で、相談と同時に就労先の開拓ということを少し焦点を当ててやっていただきたい、こうい うことが大変重要かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうござい ました。

ほかにございませんようですので、次の報告事項、総合的な相談支援体制にかかる検討状況について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 (平井 福祉局生活福祉部地域福祉課長)

福祉局生活福祉部地域福祉課長の平井でございます。私のほうから報告事項5、総合的な相談支援体制にかかる検討状況についてご説明をさせていただきます。座って説明いたします。

資料6をごらんください。少子高齢化の進行や地域社会におけるつながりの希薄化などを背景といたしまして、地域社会が抱える福祉課題というものは一層複雑化、多様化、深刻化しており、増大する福祉ニーズへの対応というものが全国的にも大きな課題となってございます。また、本市におきましても一昨年、北区や東淀川区などで孤立死の事件など大変痛ましい事件が発生いたしました。これら社会的孤立による死亡事件というものは、地域の民生

委員さんをはじめ、地域で福祉活動に携わっていただいている方々や、福祉関係の業務に従 事されている方々、また我々行政職員にとっても非常に大きな衝撃でございまして、深く心 を痛めてきたところでございます。

こうした課題に対応するために、大阪市社会福祉審議会から「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて」という提言をいただきました。内容につきましては、「各圏域の相談支援体制の果たすべき役割を明確化し、その役割を果たすとともに、その機能が有機的、重層的に結びつくことにより、効果的、総合的な相談支援体制の充実を図らなければならない」ということを示していただいたわけでございます。

こうした経過の中、本市におきましても、昨年、平成26年8月に、私ども福祉局をはじめ 区保健福祉センター、こども青少年局、健康局、市民局など専ら相談業務を担う本市の行政 機関の各部署に加え、本市と協働して地域福祉を推進する役割を持つ大阪市社会福祉協議会 にもご参画をいただきまして、庁内横断的な「相談支援体制のあり方検討プロジェクトチー ム」、PTを立ち上げ検討を進めているところでございます。

検討状況につきましては、社会福祉審議会の地域福祉専門分科会においてご報告、またご 意見を頂戴していただくこととしておりますが、本総会において、現在の検討状況について 簡単にご報告をさせていただきます。

現在、大阪市内において、高齢者福祉や障がい者福祉など、各福祉施策の分野における市内の相談支援機関は、区、包括圏域だけを見ましても、小学校数とほぼ同数の310カ所ございます。また、大阪市内には民生委員児童委員による友愛訪問活動や地域社協をはじめさまざまな主体による地域の福祉活動、地域による見守り活動が行われております。これら豊富な資源を活用いたしまして、既存の相談支援機関の連携を強化することにより、各施策分野における相談支援機関の対応では解決ができないような支援困難事例、あるいは支援につながらず地域に埋もれている要援護者の方に対しても的確に対応できるよう、施策分野を超えた相談支援体制や、地域等相談支援機関の連携体制構築に向けた検討を進めているところでございます。

また、前回の総会にもご報告をしておりますが、平成27年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を開始しております。この事業につきましては、地域と行政の持つ情報を集約することによりまして、要援護者名簿を作成するとともに、これまで支援につながらず地域で埋もれがちな要援護者をアウトリーチの手法により相談支援機関や地域福祉活動につなげる取組みであり、社会的孤立を防ぎ、一人でも多くの救える命を守りた

いとの思いで事業化した取組みでございます。

今後、こうした地域における見守りネットワークと連携する形で、地域と各相談支援機関と行政、この3者がそれぞれの役割や強みを生かし、連携、協力する総合的な相談支援の仕組みの構築に向け検討を進めるとともに、また、それぞれの機関がその役割を果たすための必要な人材の確保についてもあわせて検討し、取組みを進めることによりまして、私ども福祉局のほうの運営方針で掲げました、「誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現」につながっていくものであるというふうに考えております。

具体的な取組み状況でございます。PTの取組みでございますが、現在、PT会議、PT幹事会やワーキングチームなどの会議を開催しております。PTの場で確認された検討課題につきましては、短期的な課題といたしまして、生活困窮者自立支援法の本格施行や介護保険総合事業など各施策分野別の課題に的確に対応するため、地域、区における効果的な連携方策の検討を実施としております。また、中期的な課題といたしまして、相談支援機関の連携に向けた総合的な相談支援体制の充実のための方策の検討と、区保健福祉センターに求められる役割の検討等としております。

次のヒアリング調査についてでございますが、平成26年度から27年度にかけまして、市内の相談支援機関全38種別ございますが、箇所数でいいますと310カ所でございますが、そのうち43カ所の相談支援機関を抽出いたしまして、現場に出向き相談支援業務にかかわる相談員の皆様から直接聞き取りを行うという「実態的な調査」を実施したところでございます。

そのヒアリング調査から見えてきた課題といたしまして4点ほどまとめさせていただいております。1つは、相談支援窓口、相談ニーズに関するものといたしまして、相談支援機関はたくさんあるが、相談窓口がわかりにくい、あるいはどこに相談に行ったらよいのかわからない、複数の相談窓口をたらい回しにされ、同じ説明を何度も強いられるといったような声がございました。また、2つ目でございますが、相談支援機関の連携に関するものといたしまして、相談支援機関同士の連携についての必要性というのは感じておられるんですが、他の相談支援機関の機能、役割等がわからず連携ができていない。連携のためのツールとか、あるいは連携のための場というものがない。相談支援機関の間での主導的な役割を果たす機関というものがないといった声がございました。さらに、実際の連携の場においては相談者の個人情報を共有する仕組みがないとの声もございました。3つ目でございますが、地域と相談支援機関との連携に関するものということで、要援護者の地域移行の際など、地域の力をお借りする必要があるわけでございますが、地域との関係づくりまで手が回らない等のご

意見もございました。また、最後に、地域をめぐる課題としましては、地域福祉活動の担い 手は高齢化をしており、若年層などに新たな活動に参画する人材が少ないということで、結 果として担い手が不足しているというような状況でございました。

次に、資料の裏面をごらんください。そこで、今回アンケート調査を実施することとしております。これらヒアリング調査から見えてきた課題に対しまして、その課題が他の相談支援機関に共通するものなのか、また、ヒアリング調査では把握できなかった他の課題があるのか等を検証するために、平成27年12月から翌1月にかけまして、市内の全相談支援機関約300カ所を対象にアンケート調査を実施しておるところでございます。

なお、アンケート調査項目の作成に当たりましては現場の実態に即したものとなっているのか、あるいはそれが答えやすい内容となっているのかなど客観的な意見を踏まえる必要があることから、今回、岩間委員をはじめといたしまして学識経験者の方や相談支援機関の実務者の方からアンケート内容についてご意見を頂戴するなど、できる限り相談業務の実態把握のため丁寧に取り組んできたところでございます。

また、先ほど申し上げましたが、専門的な相談支援機関と地域との連携も非常に重要となることから、②で示しておりますが、「地域における見守り支援活動に関する調査」といたしまして、現在各区で地域福祉ビジョン等策定の過程における地域住民の意識調査、あるいは高齢者実態調査等の各施策分野において実施されている調査等を参考にいたしまして、実態把握に努めていくこととしております。

今後でございますが、ヒアリング調査やアンケート調査の結果を踏まえまして、その取りまとめを行い、社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ報告し、ご意見を頂戴したいと考えております。

また、見えてきた課題につきましては、解決に向けて具体的な取組みを進めるとともに、 これらの取組みの結果見えてきた方向性などにつきまして、平成30年度からの各福祉計画へ の反映を目指していくことと考えております。

以上でご報告を終えたいと思います。よろしくお願いいたします。

白澤委員長

ありがとうございました。

大阪市では見守りネットワークというような形でできるだけ早く困っている人を発見する というような仕組みをつくってまいったわけですが、もう1点、地域の中でどのような住民 の方々でも生活上で困った場合にワンストップで相談が受けられる、こういう体制づくりに ついて現在調査を行って、そして最終的な方向づけをしていきたい、こういうようなご報告 でございます。何かこれにつきましてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

岩間委員

昨年の8月に庁内に設定されました相談支援体制のあり方検討プロジェクトの取組みですが、非常に注目しておりまして期待もしているところであります。これまでの取組みを聞かせていただきましたが、まず基本的にきちんと今地域の中での相談機関がどういう現状にあるのかというところを丁寧に押さえていかれようとされております。大阪市ぐらいになりますと、今お話ありましたとおり地域での相談支援機関が310カ所という話で、その中に実際43カ所に直接行かれて、そこでの課題を聞かれたということ。それから、これから間もなく始まりますがアンケート調査を実施して、300機関に調査票を配付して、その現状と課題をきちんと把握する、そこから施策を組み立てていこうということ。これはデータ的にもとても貴重なものでして、早く取りまとめいただいて、次の施策に反映できるような根拠づくりにしていただけたらいいなというふうに思っています。

それからもう一つ、今回の「総合的な相談支援体制」の今後の検討のあり方について、この点については国のほうも一つ大きな方向性を打ち出そうとしていますので、そことのすり合わせの中でぜひ検討をお願いしたいというふうに考えております。少し事務局の方に資料を準備をしてもらってますので、配付をお願いできればと思います。少々お時間頂戴して、今の国の動きを少し皆さんと共有できればと考えています。

お手元の資料クリップどめになっておりますが3点セットしていただいています。1つ目が「大阪の社会福祉」に先般書かせていただいた原稿、それから2つ目が昨年の9月に出されました、厚生労働省から出た、これ新ビジョンと呼ばれているものですが、9月に出たもの、それから最後のものが平成28年度の厚労省の概算要求の際に出された資料の一部になっています。

今回の厚労省の動きなんですが、平成18年に地域包括支援センターが、これは介護保険制度に基づく相談機関という形で、いわゆる日常生活圏域に相談センターを設置すると。おおむね中学校区を目安としてこの間設定されてきて、間もなく丸10年が経過しようとしているということで、一定のエリアを設定した形で、地域包括の場合は高齢者を対象にということでやったわけですが、そこでの総合相談支援業務ですとか、あるいは権利擁護の推進ですと

か包括的なケアを実施していくということでやってきたわけですが、ここへ来て、その高齢者とか対象者別の枠を取っ払って、より実質的な、包括的な支援のあり方を国としても推進していく方向性を打ち出してきたということになります。これは大阪市として従前から総合的な相談支援体制として取組みを進めてこられた方向性とかなり重なってくる話でありまして、国の動向、これ9月に方向性を出してきたというのは、当然ながら来年度の概算要求とも関係してくる話になってきてるわけです。

この新ビジョンと呼ばれる報告書の中で、「全世代・全対象型地域包括支援」という名称 を使っています。これは要するに課題別、それから対象別、あるいは年齢別で区切られた形 で、対象を限定した形で、それぞれの制度や枠組みの中で、法律の中でしてきたものを、支 援のベースを地域に移していくと。地域というのはそれぞれの市町村によって変わってくる だろうと思いますが、ご本人や当事者の人たちが生活する場を拠点として相談支援の仕組み を展開するという方向性に大きく舵を切ろうとしてきているという話だろうと思うんですね。 このことはこれまでの福祉施策からいうと非常に大きな転換期に差しかかってることを意味 してるだろうというように思います。その背景には、先ほどからお話がありますとおり、少 子高齢化、そして人口減少の中で、いわゆる行政や専門職、社会福祉法人だけでは対応が難 しくなってきているということを背景として、そこに、これは地域包括ケアシステムの中で も強調されてきたことでありますが、切れ目のない支援を多様な人たちの参画によって相談 支援体制を再構築していくんだと。ですから、そこでは専門職や行政だけではなくて地域の 人たち、近隣の住民、それからボランティア、NPO等々の参画を得ながら、本当の意味で の総合相談体制を地域の中に築いていけるかどうかという非常に大きなビジョンを持ったも のとなってきているということになるだろうと思います。この動きもにらみつつ、今PTで 検討されておられます相談支援体制のあり方をぜひ一つの大事な下地としながら議論を進め ていっていただければというように考えています。

参考までになりますが、3つ目の資料のところの厚労省の来年度の概算要求の中の4ページになります。何枚か用意してもらっているんですが、この4枚目のところで、さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築の中の①包括的な相談支援システムの構築ということで、来年度、28年度モデル事業として厚労省としてはやりたいと打ち出してきたものの図ということになります。その枠の中に「多機関・多分野協働による新しい包括的な相談支援システムを構築する」という状況の中で、国の描きとしましたら、右のほうにありますが自立相談支援事業ですね、先ほどお話のあった自立相談支援制度に基づく事業などを

中核に置きつつ、そこでは、仮にということだろうと思いますが「包括的相談支援推進員」なるものを設定して置いていくと。つまり地域の中での中核的な総合相談の担い手も置いていくことも設定しているということになります。これはあくまで国が単なるモデル事業の枠の中で提示をしてきてるものなんですが、この大都市大阪におきまして今後の「総合的な相談支援体制」をどういう形でつくっていくのか、既に310もの地域での相談支援機関があるという現状の中で、先ほどお話がありました、そこではいろいろ課題も明らかになってきているわけで、そこを踏まえつつ大阪らしい地域での相談支援体制をどういう形で今後議論していくのかということですね、ぜひともこの方向をにらみつつ検討していただくということが大事になっているのかなというように考えている次第です。

少し長くなりましたが。よろしくお願いいたします。

白澤委員長

ということで、今後の総合相談体制をどうしていくのかということで、国の動向を交えて お話をいただきました。

ほかに何か。コメントということにさせていただきますが。それじゃ、白國委員。

白國委員

今、岩間委員のほうから方向性であったり国のあり方というのをお教えいただきましたけれども、この「総合的な相談支援」、これは2025年問題の大阪市としては第一歩のいわゆる地域包括ケアをどうつくっていくかの最初の具体的な活動であろうかなというふうに認識をしておりまして、一方、私、民生委員協議会のほうですけれども、3年先には100周年を迎えます。民生委員制度のいろんなところを考えてみますと、やはり地域のことを実際よく知っている、把握をしてるというのが原点でございまして、この100年の間にそういった点は不十分な点が随分ありまして、そういうものを兼ねたような形で地域包括ケアのところで社協と今まで以上に連携の強化を図って事業展開をしていきたいと。そのことが我々協議会自身のことにも大きく結びついてくると。

ただ、思いますのは、約300の地域があるという話でございますけれども、24区考えたときに、やっぱり地域福祉のあり方、福祉力いろんなものが随分違います。地域のことは地域でという、在宅医療、在宅介護というような方向性が出てる中で、基礎的なところも十分300地域全てでできてない。そんな中でどんどん地域任せというような形になり過ぎてるようなこ

とで、そこのところ、基礎的なところを踏まえた上で、地域の実情に合った、あるいは組織に合ったような形で事業展開をしていくのであれば大変ありがたいと思うんですけれども、現状は随分300地域の中で格差があり過ぎます。だからそこのところ、基礎的なところが全部できるような形でどのように考えてられるかというのをちょっと聞きたいと思うんですけれども。

白澤委員長

民生委員協議会として地域包括支援という仕組みの中で100周年というような時期を迎え積極的に対応していきたいというようなご意見、決意表明をいただいたわけですが、ただし、地域の実情というのは随分区によって違う。同時に行政の支援抜きになかなかこういう事業展開できないということで、行政としてどういうふうに今後展開していくということについての質問でございますが、事務局、よろしくお願いします。

事務局 (平井 福祉局生活福祉部地域福祉課長)

私のほうからお答えさせてもらいます。

まず、岩間委員から国の動向についてお話もございました。先生からもございましたが、平成27年9月のビジョンにおきましては、複合課題や増大する福祉ニーズに対応するため、これまでの施策分野ごとの対応ではなく、全ての相談に総合的に対応する仕組みづくりの必要性が述べられているわけでございます。そのための実現の手段といたしまして国のほうが示してる中身でいいますと、比較的規模の小さな自治体につきましては、全世代・全対象型地域包括支援センターの設置等が示されておりまして、また一方で規模の大きな自治体においては、一定いろんな資源がたくさん整備されてるということもあろうかと思いますが、既存の相談支援機関の連携によって相談者を包括的に受けとめる手法が示されてるわけでございます。こうした検討につきましては、私ども大阪市においても平成26年度から進めておるところでございまして、その内容と合致するものだと考えております。今後、区におけるビジョンの実現に向けた動きも注視しながら、大阪市の特性、地域の現状を踏まえまして、地域と相談支援機関、行政が一体となって本市独自の総合的な相談支援体制の実現に向けた検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、今白國委員のほうからございました、3年先には100周年ということで、民生委員制度、もともと100年前、この大阪の地で方面委員制度が設立されまして100年でございます。

本当にこの大阪というのは自らのまちを自らで守るという気風にあふれているまちだという ふうに思っておりまして、こうした地域の実情に合ったものをしっかりと構築していきたい と思いますし、委員のお話にもありましたが、地域の実情に合ったといいながらも、地域任 せにならないようにということでございました。ここについても我々検討の中で、やはり地域に随分ご負担もいただいてることについても十分に認識しております。今後、しっかりと その辺行政として調整もしながら、「大阪的な地域包括支援体制の構築」に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。それじゃ、お二人ということで、先にどうぞ。

中田委員

余り時間がなさそうなので、端的に申し上げたいと思います。

福祉のコミュニティづくりを中学校区でしていただいたことは非常にいいと思いますので、そこで本当に「総合的な相談支援体制」をやっていただきたいと思います。基本的には、私は研究者じゃないので感覚的なことを申し上げますが、50年代の初めごろから措置費の体制がもたないというのを厚生労働省の人が言い出しました。その結果が介護保険のスタートになったと思います。財政の論理でいろんなことが動いてきました。今回も多分こうすると財政的には助かる仕組みにはできると。国が本気でやるとすればですね。その辺もあるので、ぜひ研究者の方には財政的な裏打ちのある制度や仕組みにしないとよくないんじゃないかと言っていただきたい。基礎構造改革のときにあれだけきれいな言葉たくさん並べましたけれども、実態はなかなか今難しい状況になってると思いますので、その辺も踏まえて、実際にあるもの、住民にとっては国の制度とかよりも生活の中で生まれたものが解決できる、それが地域社会でできるということがあると思う。それから、法律まだ通ってないようですが、社会福祉法人に地域貢献しろというのが大きな一つのメッセージでありますので、施設も今目の前のことが大変で皆賛成じゃないと思うんですね、必ずしも。何かやれと言われるとね。お金も人もつけないで仕事だけ増えてるというような実態があります。

以上であります。

白澤委員長

どうもありがとうございました。 それじゃ、牧里委員。

牧里委員長代理

新しい地域包括支援体制のご説明いただいたんですけど、これって3層5段階で白澤委員 長で高齢者保健福祉計画の絵を書いて、その仕組みを地域福祉計画に落とし込んでいったん だけど、どこか棚上げになっちゃってほったらかしになってるんですよね。大阪市のほうは もう10年ぐらい前から先に案を出してるわけです。だから、なぜそれが棚上げになったとし ても、うまくいかなかったのかということをもう一度きっちり評価しないと、同じことの繰 り返しになるんじゃないかと思うんですね。ポイントは、やっぱり大阪市という非常に巨大 な組織、それから巨大な住民集団がいるわけですけれども、行政の縦割りだけでなく、実は 住民も縦割りになっているんですね。はっきりと言えばどんどん弱ってきてるわけですよ。 そこのところをきちっと見つめないと多分また絵を書いたけどできなかった、ということに なるんじゃないかということを一番気にはしてるんです。例えばいわゆるコミュニティソー シャルワーカーと言われる「伴走型支援」でつないでいく、住民の間もつないでいくけれど も、専門職や行政職の間もつないでいくCSWを大阪市が置いてるわけですよ。じゃ、何で できてないのかとかね。そういう検証ちゃんとしないと、多分調査ばっかりしたけど、調査 ばっかりしたけど、各相談機関は大変だ大変だ、人が足りない、仕事はふえる、住民の皆さ んからはいろいろ言われるということで終わっちゃうんじゃないかと思うんですね。だから やっぱりこうやってきたんだから、それがなぜうまくいかなかったのかということをもう一 度見直すという検証をしていただきたいなと思います。お願いです。

白澤委員長

コメントということにさせていただきますが、いろんなご意見いただいたわけですが、この資料6に書いてあるように大阪市社会福祉審議会は平成24年の4月に「大阪市における総合的な相談支援体制の充実について」という提言をこの審議会出しているわけです。実は原案は私が委員会の委員長でつくらせていただいたんですが、この原案は、実は今厚生労働省が話になっている内容と基本的には同じ内容を言っているわけであります。要するに現状で、例えば簡単に申し上げますと、地域包括支援センターという高齢者の相談窓口に、家庭に行

けば高齢者だけじゃなくて仕事をやってないこどもさんがおられる。あるいは障がい者の家庭に行くと、実はお母さんが高齢で介護が必要になってる。ところが、窓口はみんな縦割りに行われている。そういうことをどういうように1カ所で問題の解決ができるようなワンストップの仕組みをつくるのかというのは、常に大阪市は厚生労働省よりも先取りをして5年前にこの審議会で答申を出しているわけであります。その答申を受けて実はこのプロジェクトチームというのができて、もう一度調査からやり直して、三百幾つの窓口がどういうように縦割りになってるのか、そしてどういうように横割りにしていったらいいのかを考えていこうと、こういうような形で今進んできている。それは牧里委員がおっしゃったように30年前につくった3層5段階という仕組みがそれなりに、それとの関係も恐らくその議論の中にはもう一度出てくるんだろうと思います。

ただ、私、今日の朝、「大阪市社会福祉研究」というのを読んでて、今日前におられる西嶋局長が「一人ひとりが心豊かにいきいきと過ごせるために」という巻頭言を書いておられるんですが、その中で、先ほどの審議会の提言を受けて今後積極的に対応していきたいという心意気を書かれてるんですが、ぜひ皆さん方にもその大阪市の心意気をお持ち帰りいただきたいと思って、今話を聞きながら皆さん方にコピーをして持って帰っていただこうかなと思うんです。同時に局長に一言、今いろんな議論が出てるわけですが、大阪市としてどういうふうにこの総合相談、あるいは見守りの支援の仕組みも含めて今後どういうふうにしていきたいのかというようなことを少しご意見いただければありがたいと思いますが、局長、心の準備はできてますでしょうか。

事 務 局 (西嶋 福祉局長)

「社会福祉研究」というものは皆さん大阪の社会福祉に携わっていただく方々が見ていただく冊子でございまして、そこのところの巻頭言というご依頼いただきましたので、書かせていただいたところなんですけれども、先ほど来、私ども初めの挨拶でも、「誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会をつくっていく」というのが局の目標ということになってるわけなんですけれども、これはどちらかというとこれまで理念的なもので、こうあってほしいねというようなことを述べさせていただいたところであるんですけれども、地域包括ケア、白國委員のほうからありましたように、これを具体的な事業としてやっていかなければならないという時代になったのかなと。その中で、地域包括のほうは高齢だけですけれども、生活困窮の事業の中でも見ると、高齢の方がご相談来られても、やはりそこには、生活の中

では、80代の高齢の方の介護の問題で来られて、50代の方の息子さんの引きこもりがあった りとか、そういう形でやはり生活困窮の課題というのはさまざま重複してるという意味では、 誰もが住みなれた地域でやっていかねばならないというところでは、いろいろ、行政は縦割 りですけれども、地域住民の課題は縦割りではないので、そこを総合的にやっていかねばな らないという思いで総合相談事業も取り組んでいかねばならないと思ってます。ただ、その 中では、総合相談事業を例えば一つの窓口つくってやっていくのかということになりますと、 大阪市は、私長年この局内にもおらせていただいたんですけれども、いろいろ社会福祉の分 野では進んだ都市であるというふうに思ってございまして、そういう意味ではそういった相 談なり実際の事業、施策をやっていただく方がたくさん大阪市におられますので、そういっ た方をうまく統合といいますか連携して、そういう仕組みをつくっていけば、新たなものを つくっていかなくても十分にやっていけるんじゃないかなという思いがございます。そうい う意味で巻頭言というところでも書かせていただきましたし、その思いで私ども局のほうで もいろいろ議論をして、この間何年も議論をして、生活困窮者の問題、見守りネットワーク の問題、いろいろ総合相談事業を一体化して統合化していこうという議論を重ねてきたとこ ろでございます。その意味ではこうしたことを大阪市として考えてるということもお伝えを したいなという思いもございまして、巻頭言として出させていただきました。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

今回っているかと思いますが、「大阪市社会福祉研究」の巻頭言で西嶋局長が書かれている内容ですが、2ページ目にそのことが書かれておりますので、ぜひ帰ってお読みいただければというふうに思います。

ただ、私も少し追加して申し上げると、確かに住民は横割りで支援をしておる。しかし大阪市は縦割り。だからこの縦割りという仕組みの中でどう総合的な相談を受けられるような体制を局内、あるいは局外を超えてつくり上げていくのかという体制づくりが大変重要だと思いますので、その点ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で報告事項終わりなんですが、皆さん方から何かいただく議案はございませんでしょ うか。

なければこれで事務局に返させていただきます。どうもありがとうございました。

事 務 局

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方には本日お忙しい中、また長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして本日の総会を終了させていただきます。